

市民の憲章検討委員会会議運営規程

(市民の憲章検討委員会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、市民の憲章検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事の進行)

第2条 会議に付された議事については、市民の憲章検討委員会設置要綱（平成22年加東市告示第50号）第7条第4項の規定に基づく議決を行い、議事を進行するものとする。

(会議録の調製)

第3条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第1号）を調製し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 委員の出席状況
- (3) 会議に付した議題
- (4) 議事の内容
- (5) その他委員長が必要と認めるもの

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 委員長は、作成した会議録に記名押印するものとする。

4 会議録は、前項の記名押印のあった日をもって確定するものとする。

5 委員長が会議に出席できなかった場合の第3項の記名押印については、委員会の委員の中から委員長が指名した者がこれを行うものとする。

(会議録等の公開)

第4条 会議録及び会議資料は、原則として公開するものとする。

2 前項に規定する公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

(傍聴)

第5条 会議は、傍聴することができる。ただし、委員会の議決により会議を非公開とする決定があったときは、この限りでない。

2 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿兼誓約書（様式第2号）に住所及び氏名を記入し、傍聴証（様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議の開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。

(傍聴人の入場制限)

第7条 次の掲げる者は、会議場に入場することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器等を所持している者

- (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人等に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者
- 2 会議場へ入場した者が前項の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員長はその者を会議場から退場させるものとする。
- 3 前2項の規定により、会議場へ入場できず、又は退場を命ぜられた者は、以降の会議において会議場への入場を禁止する。
- 4 前3項に掲げるもののほか、委員長は、会議の秩序を維持するために必要があると認められるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はちまき、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(秩序の維持)

第10条 会議においては、何人も委員長の指示に従わなければならぬ。

- 2 委員長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をした者に退場を命ずることができる。
- (その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月25日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

市民の憲章検討委員会会議録

会議の名称						
開催日時	年	月	日	()	時	分開会・時 分閉会
開催場所						
委員長氏名						
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり					
議題						
会議の経過	別紙のとおり					
会議録の確定	年	月	日	委員長	印	

様式第2号（第6条関係）

傍聽人受付簿兼誓約書

1 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) はちまき、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
 - (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 写真等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

上記の事項を遵守し、その他委員長の指示に従い傍聴することを誓約します。

年 月 日

様式第3号（第6条関係）

交付番号_____号

傍聴証

（市民の憲章検討委員会）

年 月 日限り有効